

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定についての議案に反対の立場で討論します。

この条例の第4条の規定には、助成金算出の基礎となるものの表記が明確でないため、今後の取り扱いに不明瞭さを生ずるものです。

例えば、固定資産税額（土地に係る税額は除く）などの表記が必要なのではないのでしょうか。

提案にあるように、規則でこの規定を設けた場合、今後の取扱いは、町執行部の判断で規則の改正が行われ、議会に対しては、改正後の規則が参考資料として提出される事となります。

ですから条例には、助成金算出の基礎となるものの表記は必要と考えます。

このことから、議案第2号、多度津町企業立地促進条例の制定についての議案に反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

討論、他にございませんか。

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

はい、起立多数。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。